

2025年5月30日時点

問合せ内容		回答
資料の該当番号	質問内容	
7. 応募方法（5）ウ.	<p>「4」の備品について、当社が調達を予定している法人が、今回の保育ICT事業の公募に別途参加した場合、7. 応募方法（助成の申込手続）（5）ウ. 一の事業者について、他の応募者が実施する本事業の助成に重複して応募することは、事業の適正性を担保する観点から特段想定していない。仮に両方への応募を検討する場合においては、助成申込書類にその旨及び事業の適正性が損なわれないようにするための方策を書類上も明確に記載した上で提出すること。</p> <p>には該当しない、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>一事業に対して応募できるのは一事業者のみです。貴社と”貴社が調達を予定している法人”が重複して同一事業を提案することはできません。</p>
対象経費について	<p>相談窓口は、当社社員にしようとする対応できない時間まで待たせようから、別会社に受付業務を依頼する予定です。相談内容はマニュアルの範囲で回答いただき、マニュアルで回答できない内容のエンジニア対応は当社が担当予定です。「委託」ではなく、「発注」で依頼予定ですが、問題ございませんでしょうか。</p>	<p>「（別添）対象経費について」を踏まえてそれぞれの経費に対する取扱についてご確認ください。</p>
採択後の契約について	<p>契約書については、内容について修正や相談が不可の場合は事前の確認をさせていただきます。</p>	<p>基本的には契約書は統一の内容でご提示することを想定していますので、内容についてご相談いただくことは可能ですが、契約内容の修正に関してはお受けできない場合もございます。</p>
対象経費について	<p>機材の経費について確認させていただきます。当事業で利用する機材について、自治体様で業者に発注・調達いただき、当社宛に請求いただくことを考えています（該当の機材業者が当社と取引がないため）。上記に関して、特段問題ない理解であっていただけますでしょうか？</p>	<p>「（別添）対象経費について」〇備品購入費に記載の通り、別途理由書を記載の上ご提出いただき、認められた場合には対象となります。</p>
自治体との連携について	<p>ごども家庭庁では助成決定事業者と自治体との連携について具体的などのような内容を想定されていますでしょうか。</p> <p>本市に問い合わせをされた事業者が自治体に期待される連携は、主に広報に係る部分と伺いました。ただ、行政機関が広報を行う場合、特定の事業者や製品の広報につながるよう公平性を配慮する必要があります。</p> <p>本市が協力を進め、事業者自身の媒体を使って広報を行うとしても、「〇〇市における保育ICTラボ事業」といった名称で周知することによって、行政機関の間接で推定されますので同様の配慮が必要と考えられます。自治体との連携、自治体への協力依頼に関して事業者に何らかの条件は示されていますでしょうか。</p>	<p>特段定義されておらず、あくまでも連携する事業者との取り決めとなります。ごども家庭庁及び弊社としては特段条件等の提示はしておりませんので、助成対象事業者公募要領の内容を踏まえ、事業者との協議の上ご判断ください。</p>
自治体との連携について	<p>本事業はごども家庭庁の事業として実施されますが、「助成決定事業者」には保育業界のICT化に実績のある事業者が参加することが想定されますので、ICT環境の整備を望まれる保育施設にとっては助成決定事業者のおすすめるものを導入しやすいのではないかという懸念があります。保育業界のベンダが多くあるなかで、助成決定事業者が自社または取引のある事業者の製品の導入に本事業を利用する懸念がないことをどのように担保されていますでしょうか。</p>	<p>ごども家庭庁及び弊社としては、具体的な取り決めについては定義しておりませんが、助成対象事業者公募要領の内容を踏まえ、連携する事業者について適切にご判断ください。</p>
自治体の協力が得られない場合の公募について	<p>公募時点で本市が協力不可の判断をした場合、公募を検討している事業者は本市エリアでは本事業を実施できないのでしょうか。</p> <p>また、仮に公募時点で協力可とした場合でも、後日具体的な依頼があった段階で内容を精査し、協力・連携不可となることもあえますが、この場合、事業は実施可能なのでしょうか。</p>	<p>公募要領の「3. 助成対象事業の内容（1）」に記載の通り、自治体との協力を要件として定義しております。そのため、貴市が協力不可と判断された場合は実施不可となります。仮に公募時点で協力可とした場合でも、助成決定後に自治体が連携不可と判断した場合には助成決定事業者に対する助成決定の取消の対象となりますので、提出前に適切にご判断ください。</p>
様式4「事業の実施体制」について	<p>提出様式のなかに連携する自治体の部署名及び担当者の役職・氏名の記載欄が設けられている主旨についてご教示ください。</p>	<p>本事業は自治体との連携が必須となっておりますので、実施体制として明確に記載いただきたいと考えております。</p>
本事業の実施拠点について	<p>QAでは拠点数を10-20と想定されていますが、ごども家庭庁であらかじめ拠点が偏らないよう公募時に条件を設けておられますか。</p> <p>助成決定事業者の事業案で決まる場合、特定の市に複数の事業者が偏ることも考えられますが、その場合はその自治体での実施について調整（事業計画の見直しを求め）などは行われるのでしょうか。</p> <p>また、仮に2事業者が同一自治体で本事業を実施する場合、それぞれの協力依頼について、個別に内容を精査し、協力の可否を検討して差し支えないでしょうか。結果的に1事業者だけ連携、ということも考えられます。</p>	<p>拠点数の条件については、助成対象事業者公募要領の「3. 助成対象事業の内容（1）」に、実施地域の偏りがないように考慮する旨記載しております。</p> <p>「特定の市に複数の事業者が偏ることも考えられる」という点についても、上記「3. 助成対象事業者の内容（1）」の拠点を踏まえて判断いたします。</p> <p>また、協力の可否について、応募にあたってはある事業者と他の事業者がそれぞれ同一の自治体と連携をして応募していただくこと自体は差し支えありませんが、審査にあたっては「3. 助成対象事業の内容（1）」の内容を考慮して判断されます。</p>
事業全般について	<p>本事業は令和8年3月末で終了すると明記されていますが、今年度限りの事業という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本事業に関して保育施設から問い合わせ等があった場合、問い合わせ先として助成決定事業者、民間事業者、ごども家庭庁をご案内する形でよろしいでしょうか。</p>	<p>事業の実施期間は令和7年度中です。また保育施設からの問い合わせについては、特設サイトを準備予定です。特設サイト内に問い合わせフォームを設けますので、そちらをご案内ください。</p>
① 事業内容の構成について	<p>弊社が連携を予定している自治体は、給付DXを先駆的に推進している自治体でございますが、現在は稼働率の低さが大きな課題となっております。</p> <p>本ラボ事業の枠組みを活用し、**ICT機能の普及啓発とあわせて、給付プラットフォームの活用促進（DX利活用の高度化）**もあわせて実施したい意向がございます。</p> <p>また、連携予定の施設においては、帳票管理・安全管理・キャッシュレス・AI写真管理・誰でも通園制度及び一時預かり事業予約・決済管理といった各種ICT機能について、すでに高度な活用実績があり、複数領域での先進的なモデル構築が可能です。</p> <p>このように、給付DXや他のICT領域を横断的に取り扱う事業内容とする場合は、助成対象事業として申請可能なスコープに該当いたしますでしょうか。</p>	<p>事業内容として含めていただくことは可能ですが、助成対象事業者公募要領の「3. 助成対象事業の内容（1）」に記載の通り、他の保育ICTに係る事業で補助対象となっている機材の調達については助成対象外となります。</p>
① 様式4「事業の実施体制」について	<p>弊社は今回、3~4件の事業エントリーを予定しており、社内の人員体制上、同一メンバーが複数の事業に関与する構成を検討しております。</p> <p>各事業において、役割・担当業務の明確な棲み分けは行いますが、業務効率や連携の観点から、メンバーが複数事業を横断的に担当する実施体制とすることは可能でしょうか。</p>	<p>役割・担当業務が明確になっていけば、同一メンバーが複数事業を担当することも可能です。</p>
② 人件費等の積算・提出方法について	<p>①ごども家庭庁から発表された省力化投資促進プラン-保育-（案）に、保育分野における「省力化レベル」と「省力化の取組基準」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai34/shiryou16-11.pdf が示されましたが、この基準は、保育ICTラボ事業についても、この基準をもとにジョークース化を行う必要がございますか。 例）レベル2以上の事例をジョークース化として認める、もしくは推奨等</p>	<p>保育ICTラボ事業の助成対象としては、あくまでも公募要領の内容になりますが、その検討にあたって「省力化投資促進プラン-保育-（案）」に示されている内容もひとつの参考にさせていただくことは可能です。</p>
ジョークース化について	<p>②省力化レベルのレベル3については、保育施設管理PFの活用となっているため、今年度は、どの地域でも活用できない想定認識であっていただけますでしょうか。</p>	
ジョークース化について	<p>③省力化レベルに記載されていない機能についても、今回保育ICTのジョークース化の対象になると認識しておりますが、あつてますでしょうか。 例）ドキュメンテーション、保育の質を高める機能（写真や動画分析など）、写真販売、午睡以外の安全対策、不適切保育（虐待を含む）を防ぐ取り組みなど</p>	
ジョークース化について	<p>添付のような弊社のパンフレットを提出するで問題ないでしょうか。 もし、違っていた場合、どんな項目で資料作成すれば良いかご教示いただくか、サンプルなどをいただけますでしょうか。</p>	<p>事業報告書の提出の様式について、特に決まりはありません。</p>
これまでの活動にかかる事業報告書について	<p>質問の受付期限などあればご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>特に期限は設けておらず、公募の期間内であれば受付可能です。ただし、質問の内容によっては回答できかねる場合もございます。</p>
応募に関して	<p>弊社ではシステム様と同じように保育ソフトの自社開発をしております。 今回の公募にベンダーとして自社のソフトで申込することは可能でしょうか？</p>	<p>公募要領をご確認いただき、要件を満たされる場合であれば応募いただけます。</p>